

奈良県告示第三百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があつた。

令和六年二月十六日

奈良県知事 山下 真

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地	廃止した施設又は居宅サービスの種類	廃止年月日
薬局いかるが調剤	生駒郡斑鳩町興留七一 二一 一一	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	令和五年十一月 三十日